

身体拘束の要件緩和・告示 改正に関する意識調査 報告書

2022年10月実施

一般社団法人精神障害当事者会ポルケ

はじめに

精神科病院における安心・安全な医療は、私たち精神障害者にとっては切実な願いです。卑劣な虐待行為や長期化する入院治療のあり方など山積する課題への解決に私たち当事者団体も立場を越えて取り組んでいきたいと思えます。

身体拘束については、最小化委員会の設置など患者の権利を守る様々な取り組みが行われている一方で、精神科病院での身体拘束は2006年からの10年間で2倍に増えたと言われています。厚生労働省は、不適切な隔離・身体的拘束をゼロにするための取り組みとして次の内容に従って告示（37条1項大臣基準）の改正を進めています。

- ① 現在「基本的な考え方」で示されている切迫性・非代替性・一時性の考え方について、処遇基準告示上で要件として明確に規定するべきである。
- ② 単に「多動又は不穏が顕著である場合」に身体的拘束が容易に行われることのないよう、「多動又は不穏が顕著である場合」という身体的拘束の要件は、多動又は不穏が顕著であって、かつ、
 - ・ 患者に対する治療が困難であり、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合や
 - ・ 常時の臨床的観察を行っても患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合に限定し、身体的拘束の対象の明確化を図るべきである。

このような改正に対して、「患者に対する治療が困難」の部分の追記は、むしろ、新たな対象者像を作り出すのではないかとの指摘があり、「患者に対する治療が困難」という理由で身体拘束が実際に増加するのではないかという重大な懸念を私たちも持っています。つきましては、告示改正が現場でどのような意味をもつのか、そして、身体拘束をゼロにするための現状課題の把握を目的に意識調査を行いました。

・調査の概要・

実施期間：2022年10月6日～2022年10月15日

回答対象：精神科病院に勤務をされている方、またご経験のある方、当事者、家族、支援者、その他、関心のある市民

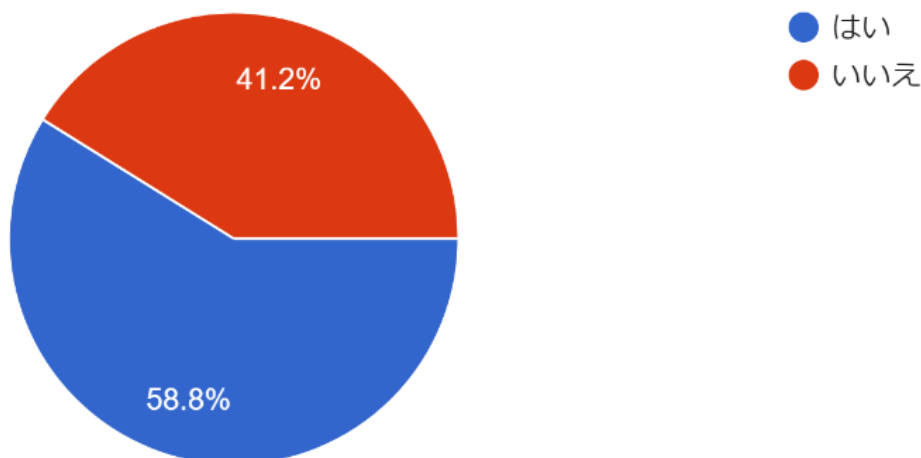
実施主体：一般社団法人精神障害当事者会ポルケ

実施協力：全国「精神病」者集団

回答者数：238件

1 あなたは精神科病院の職員もしくはその経験者ですか？

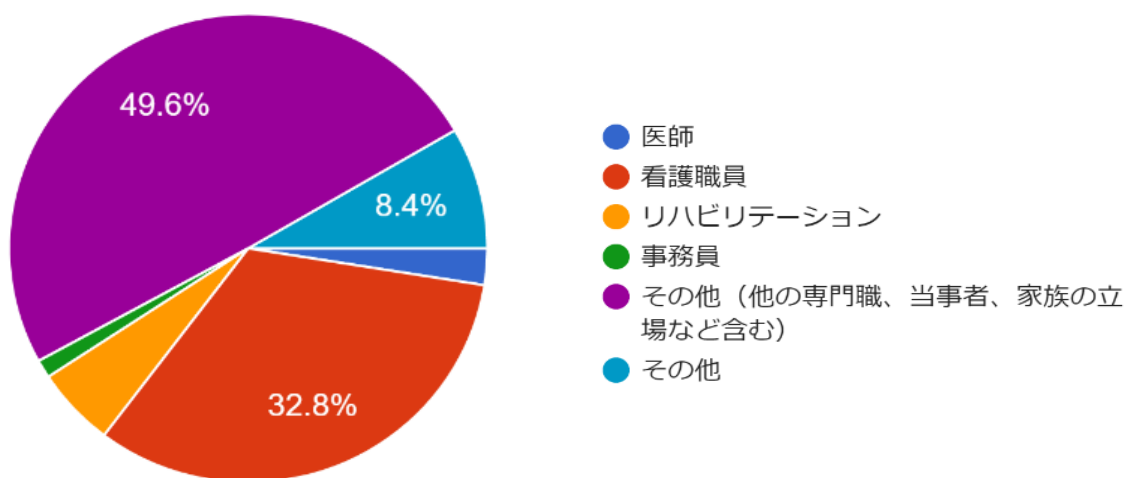
(238件の回答)



回答者のうち、精神科の職員もしくは、その経験者と答えた人は、**58.8%**と全体の半数以上を占めた。数多くの精神科で勤務経験のある人から回答の協力を得ることができた。

2 あなたの職域・立場を教えてください。

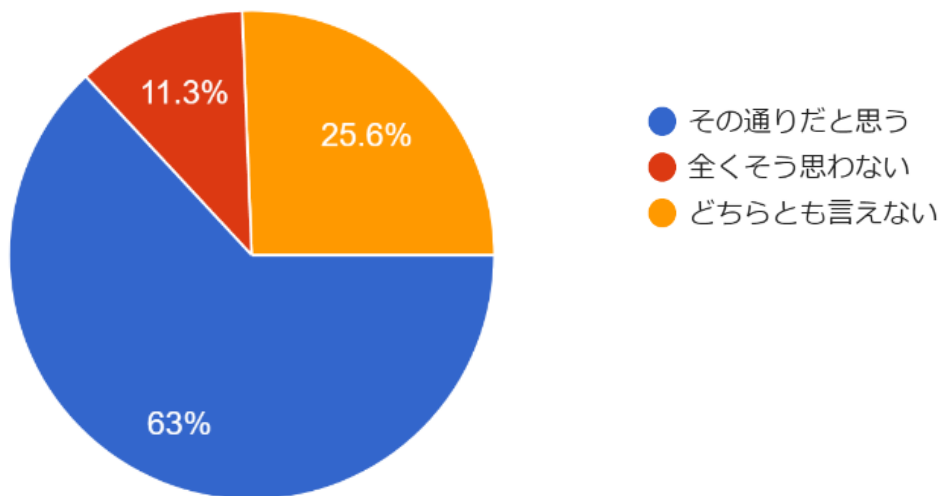
(238件の回答)



回答者の職域は、医師が**8.4%**、看護が**32.8%**、当事者・家族・その他の専門職が**49.6%**であった。

- 3 精神保健福祉法に係る告示改正が予定されている（37条1項大臣基準）「患者に対する治療が困難」という記述が、精神科病院の現場では身体拘束が要件緩和（今まで以上に実施されやすくなる）との指摘があります。このような意見に対して、あなたはどのように思われますか？

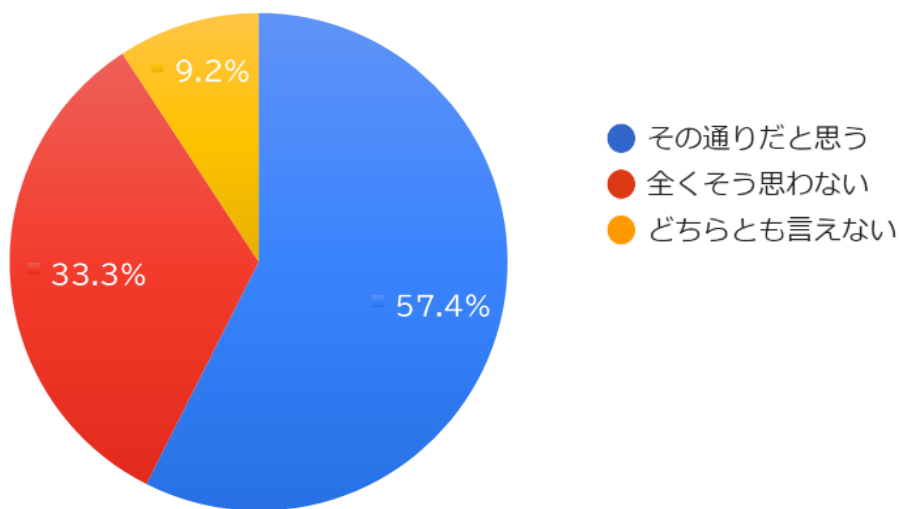
（238件の回答）



回答者のうち、その通りだと思うと答えた人が**63.0%**であり、全くそう思わないが**11.3%**であった。その通りだと思うと答えた人は、全体の過半数以上を占めた。実際に要件の緩和に当たるかどうかという議論よりも、多くの人がそのように認識していることを重く受け止めた上で、告示の見直しを進めていく必要がある。

- 4 ※「精神科病院の職員もしくはその経験者」に抽出した場合
精神保健福祉法に係る告示改正が予定されている（37
条1項大臣基準）「患者に対する治療が困難」という
記述が、精神科病院の現場では身体拘束が要件緩和
（今まで以上に実施されやすくなる）との指摘があり
ます。このような意見に対して、あなたはどのように
思われますか？

（141件の回答）



回答者のうち、「精神科病院の職員もしくはその経験者」を抽出した場合もその通りだと思うと答えた人が57.4%であり、全くそう思わないが9.2%であった。全体での回答との差は認められなかった。

現場の受け止めや理解の状況を重く受け止めた上で、告示の見直しを進めていく必要がある。

◆その通りであると答えた理由（自由記載）

- ・制度で規定されていても、それを行使する者の解釈、意識次第だと思います。
- ・今でも身体拘束三原則をないがしろにされているので人権意識の低い治療者は「お墨付きを与えられた」と思い身体拘束の乱用が始まるでしょう。
- ・身体拘束をしても良いという理由付けに使われることが懸念されるため。
- ・医療者によってどのようにも解釈・定義し得る治療上の困難などという概念を用いることにより、身体拘束を恣意的無軌道に行うことが一層容易になることは自明であるから。

◆全くそう思わないと答えた理由（自由記載）

- ・本当に治療困難な時に実施している感じるから。安易には実施していないと思います。
- ・この文章をどのように解釈するかによるため。精神疾患に関係なく通常命の危険があり緊急対応が必要だと判断される状況に、患者自身が判断できない（精神症状に左右され）状況、または医療の提供を拒むという意見をされるときに救命ができない。

◆どちらでもないと答えた理由（自由記載）

- ・制度で規定されていても、それを行使する者の解釈、意識次第だと思います。
- ・身体拘束に対する病院（医師や看護師等治療に関わるスタッフ）の意識次第な気がします。
- ・「多動や不穏が顕著」だけだと、「内服はできてるのに身体拘束」となってしまいうこともあるので、要件を厳しくする流れは良いと思うが、「治療が困難」という内容が追加されても、医師の理由付けが明確になるだけで、身体拘束の抑止にはならない気もする。
- ・「患者に対する治療が困難」だけの文章だと要件緩和になると思うが、次に続く文には「患者の生命」「切迫性」が記されており、そこが重要。大切な部分がきちんと伝わる文章でないと要件緩和の意味合いに捉えられかねないと思う。

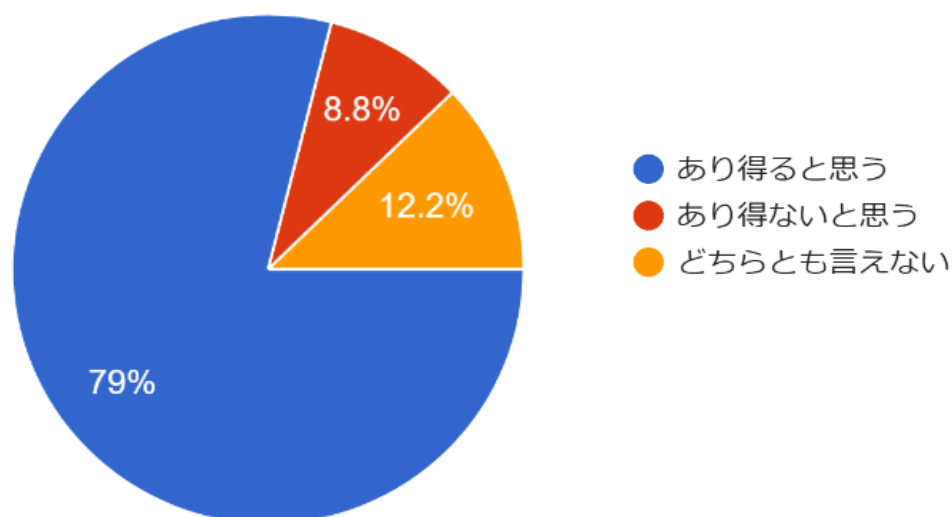
その通りであると答えた理由は、現場において身体的拘束がしやすくなったものと読まれていく可能性を懸念したものが大部分を占めた。「現場における読み方」と「実際の運用」が関心とされる傾向にあることがわかった。

その一方で、全くそう思わないと答えた理由は、実際に治療困難な事例のみに拘束をしており、生命が守られているというものが多かった。ただ、それら意見も「現場における読み方」によることが強調された。

最後に、どちらとも言えないと答えた人は、現場の解釈によるため一概に言えないという意見と現在も恣意的に運用されているので変わらないという意見の2種類があった。

5 精神保健福祉法に係る告示改正が予定されている（37条1項大臣基準）「患者に対する治療が困難」という記述が、精神科病院の現場では患者に対する治療が困難というだけで身体拘束できると読まれていくとの指摘があります。このような意見に対して、あなたはどのように思われますか？

（238件の回答）



回答者のうち、あり得ると思うと答えた人が**79.0%**であり、あり得ないと思うと答えた人が**8.8%**であった。非常に多くの方が治療困難というだけで身体的拘束が開始されることがあり得ると答えたことがわかった。

このことから、仮に要件自体は厳格化したのだとしても、実際に現場でどう読まれて運用されていくのかについては、不安を残す結果となった。

◆あり得ると思うと答えた理由（自由記載）

- ・法律が改正される場合、その改正について十分な説明がなければ、都合よく解釈される恐れはあります。
- ・精神科病院に都合の良い形で解釈されていくと思います。もちろん、すべての精神科病院の人権意識が高ければ、都合の良い形で解釈されてもいいわけですが、それが現実ではないと思います。
- ・現在でも、薬を飲まないという理由から、薬と主食副食を一緒に流し込こむために拘束するような、酷いあり方が存在するし、それを入院の時に目撃した。患者にも主体性があるにも関わらず、当事者の尊厳を無視するような介助や医療が存在するので、緩和されると横行すると思います。

◆あり得ないと思うと答えた理由（自由記載）

- ・そもそも記述の内容からそのような考えに至ること自体が問題だと思う。レベルが低すぎて全く意味がわからない。
- ・むしろどうしたらそういう日本語解釈になるのか？逆さ読みでもするのですか？

◆どちらとも言えないと答えた理由（自由記載）

- ・精神科病院や総合病院内の精神科など多々あるがどのような表記をしても組織の問題であると思う。本当に頑張って、時に職員が暴力を受けていることも考えてほしい。
- ・あり得ないと言いたいが、現実的に管理者やその病院の体質によってしまうのが働いていて実感している。職員によっても意識の差が激しいので、しっかりとした研修やチェック機能は必ず必要であると感じる。
- ・その施設の組織風土によると考える。

あり得ると思うと答えた理由は、精神科病院において都合よく解釈されていく可能性を懸念する傾向にあることがわかった。また、現在でも多動または不穏が顕著な場合が都合よく解釈されていることも理由として挙げる回答者もいた。

あり得ないと思うと答えた理由は、文字通り読めば患者が治療困難というだけで身体的拘束をするとは読めないとする意見が散見された。

どちらとも言えないと答えた理由は、どちらもあり得るという意見に加えて、拘束増の要因は告示とは別のところにあるという意見などさまざまなものがあつた。

以上から、告示の文言通りに読まれて運用されれば問題ないという声がある一方で、都合よく読まれていくことを懸念する声が大多数をしめる結果となった。

参考資料 1

時点	かきぶり
現行	多動又は不穏が顕著である場合
3/16改訂案	多動又は不穏が顕著であって、かつ、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合又は検査及び処置等を行うことができない場合
3/29改訂案	多動又は不穏が顕著であって、かつ、常時の臨床的観察を行ってもなお患者の生命にまで危険が及ぶおそれが著しく切迫している場合又は検査及び処置等を行うことができない場合
3/31改訂案	単に「多動又は不穏が顕著である場合」に身体的拘束が容易に行われることのないよう、「多動又は不穏が顕著である場合」という身体的拘束の要件は、これにより、患者に対する治療が困難な場合や、常時の臨床的観察を行ってもなお患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合に限定
4/15改定案	「多動又は不穏が顕著である場合」という身体的拘束の要件は、これにより、患者に対する治療が困難であり、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合や、常時の臨床的観察を行っても患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合に限定し、身体的拘束の対象の明確化を図るべきである。
6/9報告書	単に「多動又は不穏が顕著である場合」に身体的拘束が容易に行われることのないよう、「多動又は不穏が顕著である場合」という身体的拘束の要件は、多動又は不穏が顕著であって、かつ、 ・ 患者に対する治療が困難であり、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合や ・ 常時の臨床的観察を行っても患者の生命にまで危険が及ぶおそれが切迫している場合に限定し、身体的拘束の対象の明確化を図るべきである。

身体拘束の要件緩和・告示改正に関する意識調査報告書

発行日 2022年1月1日
実施 一般社団法人精神障害当事者会ポルケ（代表理事 山田悠平）
HP: <https://porque.tokyo/>
Mail: in.porque@gmail.com
協力 全国「精神病」者集団（レポート）
特定非営利活動法人凸凹ライフデザイン（発行者）



一般社団法人精神障害当事者会ポルケに帰属します。
許可なく転載・複製することはお控えください。

©一般社団法人精神障害当事者会ポルケ / ISBN978-4-909041-18-0

